

愛川町空き家バンク補助金

令和7年度より、空き家問題の解消に向け、
これまでの空き家対策に係る補助金制度の見直しを行いました。

見直し内容

●「空き家取得費補助金」

空き家取得(基本額 30 万円+最大 40 万円を加算)空き家バンクに登録された空き家を取得し、愛川町に定住しようとする方に、取得費用の一部を補助。

これまでの空き家杜宅転用取得費助成を対象として統合

※法人は最大30万円で加算額なし

●「空き家改修費等補助金」

空き家バンクに登録された空き家を改修、店舗としての改修、家財道具や庭木の伐採の片付けに係る費用の一部を補助。

※これまでの空き家片付け、空き家店舗改修費補助を対象として統合

空き家改修費等補助金を20万円から30万円

●「空き家解体費補助金」

空き家バンクに登録された空き家を取得し、建替えをする方に、解体費用の一部を補助

空き家解体費補助金を30万円から40万円

●「空き家バンク登録奨励交付金」

空き家バンク登録推進のため、登録物件所有者等に奨励金を交付するもの

空き家バンク登録奨励交付金を1件、3万円から5万円

補助メニューの詳細は(裏面参照)

空き家バンク補助メニュー

空き家取得費補助金

【補助内容】

空き家バンクに登録された空き家を取得し、愛川町に定住しようとする方に、取得費用の一部を補助。

【補助対象者】

1. 購入した空き家に入居し、転入又は転居の届出を行った方
2. 10年以上定住する見込みである方
3. 法人名義で空き家を購入し、社宅として使用する法人
4. 3年以上社宅として使用する見込みである法人

【補助対象住宅】

愛川町空き家バンクに登録された空き家

※他にも諸条件があり。

【補助金額】

基本額最大**30万円**＋加算額最大**40万円**加算条件
(各条件ごとに**10万円**加算)

- ① 1年以上バンクに登録されている物件を取得した場合
- ② 1年以上町外に住んでいる方が直接転入する場合
- ③ 空き家取得時の世帯主の年齢が50歳以下の場合
- ④ 婚姻後3年以内の夫婦

※法人での取得の場合は、最大30万円で加算額なし。

空き家改修費等補助金

【補助内容】

空き家バンクに登録された空き家を改修、店舗としての改修、家財道具や庭木の伐採の片付けに係る費用の一部を補助。

【補助対象者】

1. 空き家の所有者
2. 空き家を借りる方
3. 空き家の取得者
4. 店舗の開店を予定している空き家の所有者等
5. 店舗を開店するため空き家を借りる方
6. 法人名義で空き家を購入し、社宅として使用する法人
7. 3年以上社宅として使用する見込みである法人

【補助対象住宅】

屋根、外壁、台所、トイレなど生活するために必要な経費、家財道具の片付けに係る一般廃棄物処理業者による搬出、収集及び運搬の委託に要する経費、庭木の伐採等に係る経費。

【補助金額】

対象経費の2分の1以内 **最大30万円**

空き家解体費補助金

【補助内容】

空き家バンクに登録された空き家を取得し、建替えをする方に、解体費用の一部を補助。

【補助対象者】

愛川町空き家バンクに登録された空き家を取得した方で、空き家の解体後に自ら居住の用に供する住宅を建設する予定の方

※他にも諸条件があります。

【補助金額】

対象経費の2分の1以内 **最大40万円**

※解体工事着工前に環境課へ相談・申請をしていただく必要があります。

※空き家改修費補助との併用はできません。

空き家バンク登録奨励交付金

【補助内容】

空き家バンク登録台帳に登録された居住用家屋空き家所有者に対して、登録奨励金を交付。

【補助対象者】

空き家バンク登録者
※他にも諸条件がある。

【奨励金額】

1件 50,000円

